

令和5年6月7日

東京都福祉保健局長
佐藤智秀様

公益社団法人 日本産科婦人科学会
理事長 木村 正
臨床倫理監理委員会 委員長 三上幹男
同 副委員長 鈴木 直
同幹事 佐藤健二

貴殿より本会に頂いた「社会的適応の卵子凍結への支援の検討に関する状況調査について（情報提供）のお知らせ」に関して

平素より本会の運営に多大なるご支援を賜りまして、誠に有難うございます。

貴殿より標記お知らせを本会に頂きました。その内容について本会理事会で疑義が生じたのでご連絡させていただきます。

お知らせの中には、「厚生労働省の「小児・AYA 世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業」の対象とならない未受精卵子の凍結・保存（病気そのものにより妊孕性が低下する女性に対して行う卵子凍結と健康な女性に対して行う卵子凍結のこと。本調査では、これらを合わせて「社会的適応の卵子凍結」と呼びます。）との記載があります。

上記の下線部分に関しまして、①ターナー症候群など疾患自体により卵巣の機能が低下する場合の卵子凍結と、②健康ではあるが加齢による妊孕性の低下を危惧して行う卵子凍結は全く別次元の内容であります。この2者を「社会的適応の卵子凍結」と定義することは誤解を招く可能性があります。医学的に前者①と後者②を同等に扱うことは全く認められません。我々学会が、後者②をノンメディカル卵子凍結として、前者①とは明確に線を引いて分けて考えている概念を統合して「社会的適応」と命名し、都民に説明することは適切でしょうか？日本産科婦人科学会が動画を作成して、「ノンメディカル卵子凍結保存後者②」について、いかなるものなのか、留意すべき点はどのような点か、などの啓発を行っているのにも関わらず、異なる定義を作って、異なる名称で一般に提示することは、都民をはじめ一般医師にも混乱をもたらすものであります。十分な議論とご説明をしていただくことを希望いたします。

なお、本件に関しては本会 HP に掲載するとともに、理事会後記者会見にてメディアに今回の件の報告を行いたいと思います。



公益社団法人 日本産科婦人科学会

〒104-0031 東京都中央区京橋3丁目6番18号 東京建物京橋ビル4階

TEL : 03-5524-6900

FAX : 03-5524-6911

E-mail : nissanfu@jsog.or.jp

なお、[「ノンメディカル卵子凍結についての東京都への申し入れ」](#)について | 公益社団法人 [日本産科婦人科学会 \(jsog.or.jp\)](#)にてお示しした、○ノンメディカル卵子凍結に関する日本産科婦人科学会の考え方において、ご理解を深めていただくために以下を追記いたしましたことを合わせて報告させていただきます。

(2023年6月7日)

2. 推奨も否定もしない (本会は、多くの女性がノンメディカルな卵子凍結について心配しないで済む社会環境が実現することを切望しています)

以上



公益社団法人 日本産科婦人科学会

〒104-0031 東京都中央区京橋3丁目6番18号 東京建物京橋ビル4階

TEL : 03-5524-6900

FAX : 03-5524-6911

E-mail : nissanfu@jsog.or.jp